

Ⅲ. 自主規制規則の改正等について

4. 定款の施行に関する規則の一部改正について

商先法第 211 条第 1 項に規定する純資産額規制比率に関する届出書については、毎月末と商先法施行規則（以下「省令」といいます。）第 100 条第 1 項各号のいずれかに該当することとなった場合に主務大臣に提出する必要があります。

この毎月末に提出する届出書については、商先法第 224 条第 2 項に基づく省令第 117 条第 1 項第 1 号に規定する月次報告書により提出することとされましたが、省令附則第 13 条第 1 項において、外国商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引を扱う業者に対しては商先法の施行日から 6 月間は適用しないとされたことから、この期間の届出が免除されているものと受け止められていました。しかし、この点について、本年 2 月 7 日に開催した「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」に関する説明会において、主務省担当官から毎月末に提出するよう参考様式が示されました。

これを受け、定款の施行に関する規則第 7 条第 1 項において毎月末の届出書及び省令第 100 条第 1 項各号に該当することとなった場合の書類を本会に提出する旨を規定するとともに、同項各号に定める書類が主務大臣に提出するものと同一であることから、会員の事務負担を軽減するため、主務大臣に提出した書類の写しを提出することができる旨を同条第 2 項として規定することとし、第 95 回理事会（書面審議・4 月 6 日開催）において決定し、即日施行しました。

新	旧
<p>第 7 条（変更なし）</p> <p>(1)（変更なし）</p> <p>(2)（変更なし）</p> <p>(3)（変更なし）</p> <p>(4) <u>法第 211 条第 1 項に規定する純資産額規制比率に関する届出書 毎月末</u></p> <p>(5) <u>法第 211 条第 1 項に基づく省令第 100 条第 1 項各号のいずれかに該当することとなった場合に同条第 2 項乃至第 4 項により作成する書類 主務大臣に提出する日</u></p> <p>2. <u>前項に掲げる書類の提出は、主務大臣へ届け出た書類の写しを提出することにより行うことができる。</u></p>	<p>第 7 条 定款第 14 条第 1 項に規定する書類の提出は、次の各号に掲げるものにつき、当該各号に掲げる期日までにを行うものとする。</p> <p>(1) 法第 224 条第 1 項に規定する事業報告書 毎事業年度終了の日から 3 か月</p> <p>(2) 法第 224 条第 2 項に基づく省令第 117 条第 1 項第 1 号に規定する月次報告書 報告の対象となる月の翌月 20 日</p> <p>(3) 法第 224 条第 2 項に基づく省令第 117 条第 1 項第 2 号に規定する訴訟又は調停の発生状況及びその処理状況についての報告書 報告の対象となる月の翌月 20 日</p> <p>(新 設)</p> <p>2. <u>法第 211 条第 1 項に規定する純資産額規制比率を算出する会員は、省令第 100 条第 2 項から第 5 項の例により純資産額規制比率に関する届出書を提出しなければならない。</u></p> <p>(新 設)</p>